

令和 7 年 8 月 13 日
山梨県指令市振第 1438 号

早川町・身延町・南部町医療事務組合理約

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、早川町・身延町・南部町医療事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、早川町、身延町及び南部町(以下「構成町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる医療施設の設置及び経営に関する事務を共同処理する。

- (1) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条の規定による保健施設たる病院及び診療所
- (2) 前号に規定するもの以外の病院、診療所及び介護保険事業に係る施設

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、山梨県南巨摩郡身延町切石 117 番地 1 に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は 9 人とし、構成町の組合議員の定数はそれぞれ 3 人とする。

(組合議員の選出方法)

第 6 条 組合議員は構成町の議会において、当該議会の議員の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員が属していた構成町において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第 7 条 組合議員の任期は、構成町の当該議会の議員の任期によるものとする。

第 3 章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第 8 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 2 人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、構成町の町長が互選する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(職員)

第 9 条 前条に定める者のほか、組合に職員を置き、管理者がこれを任命する。

- 2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第 10 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、同項に定める識見を有する者のうちから選任される構成町の監査委員の中から 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された委員にあつては組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される構成町の監査委員の中から選任される者にあつては、4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職を行うものとする。

第 4 章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第 11 条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 組合の経費について構成町に分賦する場合は、均等割 100 分の 40、直近の国勢調査による人口割 100 分の 60 とする。

(委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。